

岡山県地域課題解決型起業支援金実施要領

制定 令和6年4月1日

改正 令和7年4月1日

改正 令和8年4月1日

(趣旨)

第1 岡山県地域課題解決型起業支援金(以下「起業支援金」という。)の実施に当たり、必要な事項を定める。

(事務局)

第2 起業支援金交付申請の受付や問合せ対応業務など、起業支援金交付事務の一部は岡山県地域課題解決型起業支援事業事務局(以下「事務局」という。)が行うこととし、事務局は委託事業を実施する団体をいう。

(起業支援金)

第3 起業支援金は、地域課題の解決を目的として、子育て支援、まちづくりの推進、社会福祉関連、社会教育関連、地域活性化関連、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、環境関連のいずれかの分野(以下「対象分野」という。)において社会的事業を起業又は事業承継、第二創業により実施する者のうち、事務局が審査して採択した者に対し、知事が交付する。

(1) 採択基準

次に定める基準を総合的に審査し、採択することとする。

ア 起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること。(社会性及び必要性)

イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。(事業性)

ウ 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること。(デジタル技術の活用)

(2) 交付方法及び交付時期

採択及び交付決定を受けた起業者から実績報告書が提出された後、事務局が事業実施内容の確認及び証憑類の検査を行い、交付額を確定させた上で知事に報告を行い、精算払を行う。

(3) 対象者の要件

次の要件の全てに該当する者とする。

【新たに起業する場合】

ア 令和8年4月1日以降、補助事業実施期間完了の日(事務局がこれより早い日を定めた場合は、当該日。以下同じ。)までに、個人事業の開業届出を行い、又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、一般社団法人等(大企業及びみなし大企業を除く。)を新たに

- 設立して、その代表者となる者であること。
- イ 岡山県内に居住していること又は補助事業実施期間完了の日までに岡山県内に居住することを予定していること。
 - ウ 法人の登記又は個人事業の開業届出を岡山県内で行う者であること。
 - エ 法令順守上の問題を抱えている者でないこと。
 - オ 申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。
 - カ 業務の継続に必要な財務基盤を有していること。

【事業承継又は第二創業する場合】

- ア 令和8年4月1日以降、補助事業実施期間完了の日（事務局がこれより早い日を定めた場合は、当該日。以下同じ。）までに、地域課題の解決に資する社会的事業に関する事業を、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継、又は第二創業により実施する個人事業主若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、一般社団法人等の代表者となる者であること。
- イ 岡山県内に居住していること又は補助事業実施期間完了の日までに岡山県内に居住することを予定していること。
- ウ 事業承継又は第二創業により新たに実施する事業を岡山県内で行う者であること。
- エ 法令順守上の問題を抱えている者でないこと。
- オ 申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。
- カ 業務の継続に必要な財務基盤を有していること。

(4) 対象事業の要件

【新たに起業する場合】

対象分野において新たに起業する社会的事業であって、次の要件の全てに該当するものとする。

- ア 起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること。（社会性及び必要性）
- イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。（事業性）
- ウ 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること。（デジタル技術の活用）
- エ 岡山県内で実施する事業であること。
- オ 令和8年4月1日以降、補助事業実施期間完了の日以前に新たに起業する事業であること。
- カ 公序良俗に反する事業でないこと。
- キ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等）でないこと。

- ク 第一次産業における起業でないこと。
- ケ 他に優先して利用できる補助制度がないこと。

【事業承継又は第二創業する場合】

Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野であり、対象分野において実施する事業承継、又は第二創業による社会的事業であって、次の要件の全てに該当するものとする。

- ア 起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること。（社会性及び必要性）
- イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。（事業性）
- ウ 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること。（デジタル技術の活用）
- エ 岡山県内で実施する事業であること。
- オ 令和8年4月1日以降、補助事業実施期間完了の日以前に事業承継又は第二創業を経て新たに実施する事業であること。
- カ 公序良俗に反する事業でないこと。
- キ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等）でないこと。
- ク 第一次産業における起業でないこと。
- ケ 他に優先して利用できる補助制度がないこと。

（事業内容の変更）

第4 交付要綱第8条ただし書における「軽微な変更」とは、当初計画の目的を達する範囲内における次の変更とする。

- (1) 起業支援金対象経費の20%以内の減額を行う場合
- (2) 起業支援金対象経費の経費区分相互間において、起業支援金対象経費の配分をいずれか低い額の20%以内の範囲で変更を行う場合
- (3) その他知事が軽微なものと認める変更を行う場合

（その他）

第5 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。